

平成29年第7回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年7月27日(木) 午前9時25分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	5番	西久保	清 助
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	内 田	金 治
串木野地区2	原 口	壽 藏
市来地区	樋ノ口	正 信

出席職員 芹ヶ野國男局長、棚町健治補佐、萩内伸哉主幹
内門雅代主査、田代茂穂主任

議事録署名委員 (9番 前田 博隆委員・10番 松下 進委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(2件)について
- 日程第2 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(6件)について
- 日程第3 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について
- 日程第4 議案第37号 非農地証明願(9件)について
- 日程第5 議案第38号 農用地利用集積計画(案)(3件)について (継続3件)

会議の概要

- 局長 　　ただ今から第7回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 　　あいさつ。
- 局長 　　本日の総会は、農業委員12名、推進委員3名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議長 　　これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 議長 　　それでは議事録署名委員は、9番委員、10番委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。
- 事務局 　　1ページをお願いします。日程第1報告議案第15号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は2件で○筆○○㎡です。なお、1番については5条申請が、2番については3条申請が出ております。よろしくをお願いします。
- 議長 　　ただ今、説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 「なし」と呼ぶ者あり
- 議長 　　なしということですので、同伴については申請どおり決定をします。日程第2議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。
- 事務局 　　2ページをお願いします。日程第2議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は6件で農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1・No.2は関連がありますので、同時にご説明申し上げます。No.1譲受人、耕作面積○○㎡が、譲渡人が所有する畑○㎡を譲り受けたという申請です。次に4ページをお願いします。No.2についてご説明

申し上げます。No.2 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を6番委員、【副】を1番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

6番委員 6番です。7月21日金曜日、午前9時に、受人、1番委員3名で調査を実施しました。No.1とNo.2は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、受人が同一で土地の所在地が同じ地区でありますので、一緒に説明させていただきます。申請地は2～5ページをご覧ください。申請人は果樹農家であり、近隣にも自分の果樹園があり、同じ作物を作るので、作業効率が高まるということで購入したいそうです。現在の果樹園経営は販売高が〇万位、今回の土地購入の果樹園販売高は1年において、〇万位と計画しております。今回購入する土地には渡人がみかんを植え付けてあり、来年度からの出荷計画であります。農機具等については、草払機・動力噴霧器を揃えてあり、収穫は手作業、自宅からの距離は〇km位、時間で約〇分の場所であり、調査したところ何も問題はないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議長 No.3についてです。関連する委員がおりますので、ご退席ください。

事務局 6ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。No.3 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を9番委員、【副】を3番委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 調査員の報告をお願いします。

9番委員 9番です。調査の報告をします。7月21日午後2時、行政書士の立ち会いのもと3番委員と2人で3条の実態調査を現地で行って参りました。受人は農業委員であり、申請地にはきれいに稲が植え付けられ、労働力、農機具等も大型農機具が一式揃っており、何も問題はないと見て参りました。以上です。

議長 退席された委員は、自席へお戻りください。No.4～6は関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いします。No.4 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇〇㎡外〇筆計〇筆〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。次に10ページをお願いします。No.5についてご説明申し上げます。譲受

人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。最後に 12 ページをお願いします。No.6 についてご説明申し上げます。譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を 5 番委員、【副】を 8 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

5 番委員 5 番です。7 月 24 日、8 番委員と 2 人で、受人立ち会いのもと調査を致しました。住まいは〇〇市である受人ですが、奥さんの実家が近くにあり、渡人とは親戚関係にあります。農業に非常に興味があられ、農地の荒廃などに非常に悩んでおられ、どうにかして出来ることがあればと、荒廃対策の一助になればと立ち上がられたとのこと。以上のようなことで、農業に取り組む姿勢を考えれば、何ら問題はないと見て参りました。ご審議方よろしくをお願いします。以上です。

議長 ただ今、No.1～No.6 まで説明及び報告がありましたが、関連する委員がおりますので、まず、No.1・No.2、No.4～No.6 について、何かご質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 なしということですので、同件については申請どおり決定をします。続きまして、No.3 についてですが、関連する委員の退席をお願いします。No.3 について、何かご質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 なしということですので、同件については申請どおり決定をします。退席された委員は、自席へお戻りください。日程第 3 議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 資料の 14 ページをお願いします。日程第 3 議案第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、生活雑排水・雨水の排水路を設置したいとの申請であります。この申請地は第 3 種農地で、第 1 種中高層住居専用地域の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 2 番委員、【副】を 9 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

2 番委員 2 番です。No.1 について調査報告をします。7 月 22 日午前 10 時より、行政書士立ち会いのもと、9 番委員、私で調査を行いました。場所、申請者、転用内容等につきましては総会資料の 14・15 ページに記載されております。現地は東側が○戸並んだ住宅、南・北側が畑、西側が市道です。東側住宅○戸分の雨水・生活雑排水は、譲渡人の畑に地下埋設された排水管にて西側市道の側溝に放流されております。地下埋設は譲渡人の父親が造成工事のとき、内諾により設置が行われ、今回、排水管部分の畑を申請者○名が譲り受け、南側・北側の境界部分にブロック○段を積み、畑の土砂流出を防ぐことになっております。申請者○名分の始末書、被害防除計画書及び誓約書等も提出されており、何ら問題はないと判断しましたが、皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 No.2 について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料の 16 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。借人が貸人の所有する田○㎡（実測○㎡）を借り受け、自宅を建築したいとの申請であります。この申請地は、○○土地区画整理事業用地内であり、第 3 種農地で第 1 種低層住居専用地域の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 10 番委員、【副】を 7 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

10 番委員 10 番です。7 月 24 日 9 時から、7 番委員と私、申請代理人の方と調査を行いました。場所と位置図は 16・17 ページをご覧ください。ただ今事務局より説明がありましたとおり、借人と貸人は親子です。現在借家住まいであるため、申請地を借り受けて自宅を建築したいとの申請であります。申請地は○○土地区画整理事業用地内であって、住宅用に整備され、農地としては利用困難な土地でありました。備考にもありますように、申出書も提出、許可後 9 月には着工予定、資金は銀行の住宅ローンとのことです。北側にある農地には、緩衝地を設けて被害防除を行うということで、誓約書と計画書も添付されております。用水は上水道、雨水はマスを設置して水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を利用して水路に放流、西側市道沿いに水路が設置してあります。土地の流失等の処置として、周囲に○・○段のブロックを積むそうです。東が宅地、西が市道、南が雑種地、北が畑です。資金の方で、金額の割に返済年数が短いのではないかと感じ、行政書士に尋ねたのですが、こういう計画であるとのことでした。私たちが調査したところでは、何ら問題はない

と見て参りました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 No.3 について、事務局の説明を求めます。

事務局 資料の 18 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡（実測〇㎡）を譲り受け、自宅を建築したいとの申請です。この申請地は、〇〇土地区画整理事業用地内であり、第 3 種農地で第 1 種中高層住居専用地域の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 3 番委員、【副】を 11 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

3 番委員 3 番です。7 月 21 日金曜日、申請人の代理人の方と 11 番委員と調査を行いました。申請箇所は 18・19 ページをご覧ください。今回の申請は、渡人から受人が土地を買って住宅を建築したいとの申請です。この申請地は〇〇土地区画整理事業用地内で、北・西が道路、南・東が宅地です。用排水の施設、合併浄化槽もあり、預金残高証明書、被害防除計画書等も提出され、付近に農地はありません。私たちが見たところでは、何ら問題はないと見て参りました。皆さん方のご審議方をよろしく申し上げます。終わります。

議長 No.1～No.3 まで、事務局並びに調査員より説明及び報告がありましたが、委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 4 議案第 37 号非農地証明願についてを議題とします。

事務局 資料の 20 ページをお願いします。本日、ご提案申し上げております非農地証明願全 9 件のうち、No.1 からNo.7 については違反転用農地所有者に対する戸別指導を受けての申請であり、No.8・9 は戸別指導に関わらず申請があったものであります。それでは、日程第 4 議案第 37 号非農地証明願のNo.1 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 50 年頃から資源ごみの収集所として利用され、現在に至っているという申請であります。資料の 22 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 47 年頃から工場敷地として利用され、現在に至っているという申請であります。資料の 24 ページをお願いします。No.3 についてご説明申

上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 54 年に借家を建築し、現在に至っているという申請であります。資料の 26 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、平成 6 年頃倉庫を建築し、現在に至っているという申請であります。資料の 28 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 28 年に住宅を建築し、現在に至っているという申請であります。資料の 30 ページをお願いします。No.6 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、平成 8 年に倉庫を建築し、現在に至っているという申請であります。資料の 32 ページをお願いします。No.7 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 53 年に住宅を増築し、現在に至っているという申請であります。なお、この案件につきましては、行政書士を介しての申請であり、不要としております始末書が添付されております。資料の 34 ページをお願いします。No.8 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡の申請地は、平成 5 年に国道 3 号線の拡幅工事により生じた残地であり、それ以来雑種地として管理され、現在に至っているという申請であります。現地につきましては、昨年の利用状況調査の際に確認されておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず転用していることから、始末書を添付していただいております。資料の 36 ページをお願いします。No.9 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡の申請地は、平成 3 年に建設会社の事務所を建築し、現在に至っているという申請であります。現地につきましては、昨年の利用状況調査の際に確認されておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず転用していることから、始末書を添付していただいております。ご審議方、よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

議長 No.1 からNo.9 について、説明がありましたが、非農地証明書を発行する案件です。委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

10 番委員 すみません、No.8 の申請についてですが、拡幅工事により生じた残地であっても始末書が必要ですか。自分で始末書を出さないとならないのでしょうか。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 原因はそういうことですが、現地は砂利を入れて車を止めているところがありますので、始末書を頂いております。

議長 よろしいですか。他にございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第5議案第38号農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。

事務局 38ページをお願いします。日程第5議案第38号7月分の農用地利用集積計画は3件〇筆〇〇㎡で、継続が3件です。よろしくをお願いします。

議長 委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定します。

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

• _____

• _____